

# 新川郡における「山廻役」と「奥山廻り」についての一考察

米原 寛\*

## はじめに

昨年10月5日から11月4日まで開催された立山博物館秋季特別企画展『絵図にみる加賀藩と黒部奥山』の図録に、「藩政初期における加賀藩の黒部奥山認識」と題する一文を載せた。この論考を進めるに当たって、いくつかの先行研究で論議されていない点や疑問を感じた事項について、本稿で検討を試みることにした。それは、加賀藩の黒部奥山政策に大きく関わっていた「奥山廻り」に関わる事柄である。すなわち、1)「奥山廻り」と「山廻役」との関わりのこと、2)山廻り巡回の際の地域を上奥山・下奥山と区分のこと、3)取締りの対象となった「御林山」のこと、について若干の考察を記しておくこととする。

## 1 「奥山廻り」の名称および「山廻役」との関わりについて

「奥山廻り」に関する先行論文<sup>1)</sup>においては、「奥山廻り」は役職であるのか、はたまた業務であるのか甚だ截然とされていないように思う。多くの論考では「奥山廻り」に「役」を付して「奥山廻役」として論を進めている。しかし、史料をみると、肩書きおよび本文の文言の中に「奥山廻役」と記された個所(ケース)は、管見するところ<sup>2)</sup>、文政元(1818)年8月の「境関所ノ過書」に「新川郡奥山廻役江上村吉左衛門・上市村八郎兵衛ノ式人、大平村迄指遣候条、境御関所無滞御通可被成処、如件」<sup>3)</sup>、寛政9(1797)年7月14日付の役儀申付状に「奥山廻役被仰付候事、三日市村次郎左衛門・江上村三郎左衛門」<sup>4)</sup>、文化4(1807)年12月6日付の石仏村藤次郎宛の増代官申渡状に「一、五百石 増代官其方儀今般奥山廻役兼帯被申付候、右之通増代官申渡候条、猶更御用方情ニ入可相勤者也」<sup>5)</sup>等の数件しか見あたらない。大方の場合「奥山廻り」、「奥山廻」と標記されている。

### 1.1 山廻り役

加賀藩では、林産資源の管理活用のため、山奉行<sup>6)</sup>の下に山廻役が置かれた<sup>7)</sup>。その

---

\*富山県〔立山博物館〕

山廻役には足軽山廻と百姓山廻が置かれていた。この山廻役は加賀国（石川郡・河北郡）と越中国に置かれたが、能美郡には置かれなかった<sup>8)</sup>。

足軽山廻の史料の初見は万治元年、砺波・射水両郡に山方の御用木・唐竹以下の伐採を監視するものであった<sup>9)</sup>。また、元禄9（1696）年の石川・河北両郡十村の上申書には「寛文三年御改作奉行被成候時分より、在々百姓之内(略)此七人に山廻被仰付、御代官も同年に被仰付候」<sup>10)</sup>とあり、加賀国においては寛文3（1663）年には百姓山廻りが置かれていたことがわかる。

山廻役の上部組織である山奉行は、当初（慶長・元和のころ）、七木の取締りを中心とする御林山の管理をその任としたが<sup>11)</sup>、山奉行が改作奉行兼帯となった寛文3（1663）年以降は、その任務は、①七木の取締り、②損木の入札払い、③百姓居屋敷・垣根廻り竹木拝領の取扱、④植木の奨励、⑤難破船(登米船)修理材木の下付等、であった<sup>12)</sup>。また、山廻り役は享保3（1718）年の山廻り誓詞<sup>13)</sup>によると、主な業務は、⑦七木伐採の摘発、⑧御用竹木伐採の監督、⑨川除・用水材木下附の改め、⑩御普請方・船橋懸役の勤方、⑪御隠密（蔭聞役）の勤方、⑫代官の勤方などである。すなわち、山廻役の業務は、山奉行の主たる業務である七木の取り締り等に係る業務（①・②・③）を受け、さらに加えて普請に係る業務（⑨・⑩）と、十村役に係る業務（⑪・⑫）をその任としていた。

一、里山廻り極印之義ハ、寛文三年山奉行改作奉行兼帯被仰付置候砌、百姓之内山廻りニ被仰付、其節御算用場より山廻り共江相渡申由ニ承伝候、当時里山廻り役申付候得者、極印字形之義私共役所ニおいて、遂詮議村名或ハ名前杯頭文字を以極印拵相渡申候

子六月

林弥四郎

高沢平次右衛門

#### 御算用場

上記の史料<sup>14)</sup>によると、寛文3年、加賀藩は林産資源の管理活用の業務を改作奉行に吸収し、山廻り役も、加賀国の2郡には足軽山廻りの他に百姓山廻りを置いた。この百姓山廻りは「里山廻り」であった。「里山」とは村落周辺の山野であり、この地域を巡回するのが「里山廻り」で、村落から遠く離れた山を「奥山」といい、この地域を巡回するのが「奥山廻り」であった<sup>15)</sup>。また、越中の山廻りについては、「石埼記録」<sup>16)</sup>には「寛文三年十月、始メテ山廻ヲ仰付ラレ、七木御縮等、山方ノ御用ヲ勤メシメタリ、代々御扶持ヲ頂戴イタシ候者、此役トナレハ、御扶持人山廻ト呼フ」とあり、「御扶持人山廻」の文言

から、この「山廻り」とは扶持を与えられた百姓山廻りであり、加賀国と同様に寛文3年に置かれたことがわかる。また、石崎家に申付けられたこの百姓山廻りは、砺波・射水両郡にあつては、加賀の両郡と同様に七木取締りを主たる任務とするものであると考えられる。しかし、新川郡の場合は、「奥山廻り」とは「村落から遠く離れた山」を漠然というのではなく、「一、奥山と申は吉野より奥之分、并新川郡立山を奥山と申旨」<sup>17)</sup>の史料に記されているように、「奥山」は立山山岳地域を指す場合が通常であったと考えられる。従って、新川郡の場合、「奥山廻り」に関しては、砺波・射水両郡とは異なり、里部の「(里)山廻り」あるいは「(奥)山廻り」とは区別して認識することが必要であろう。

新川郡においては、百姓山廻役は他郡の「山廻役」と異なり、承応2(1653)年、芦峯村十三郎・殿村四郎左衛門等に任じられたように、初期においては「新川郡山廻り」<sup>18)</sup>と呼称され、「黒部奥山御縮方」、「奥山等境目筋境界縮可仕役」<sup>19)</sup>を主たる業務とする「奥山廻り」を指していた。また「奥山廻り」は、「舟見村義平殿山廻役并奥山廻兼帯被仰付」<sup>20)</sup>との文言にもあるように、「山廻役」と「奥山廻り」とが兼務されることもしばしばあった。

## 1.2 「奥山廻り」のはじまり

こうした「山廻役」と「奥山廻り」との関わりは既に承応2年に見ることができる。正保の国絵図の不備を承知してから、藩当局は、正保4(1647)年以降、黒部奥山の見分、実態的には越中と越後・信濃・飛騨との国境の調査見分を藩政の重要事項の一つと考え、黒部奥山の情報の保有者として、慶長(1596-1614)以来の浦山村の傳右衛門、寛文・延宝(1661-1680)のころの芦峯村十三郎・殿村四郎左衛門・内山村三郎左衛門等百姓身分の山巧者を重用した。

新川郡の「奥山廻り」の濫觴は、中島正文は、利常が浦山村傳右衛門に与えた寛永17(1640)年の「印判状」の文言「内役之儀無怠慢心懸」<sup>21)</sup>から、「内役」を「奥山廻り」に相当させたとするが(この説は多くの論に引かれている)、山口氏が『加賀藩山廻の研究』において指摘したように、「内役」とは、天保4(1833)年の松儀家の「先祖等由緒書上申帳」の記述から、御亭(御旅屋)を管理する役と考えられる<sup>22)</sup>。むしろ、「黒部奥山御縮方之儀」がすなわち後の「奥山廻り」の業務であろう。「先祖等由緒書上申帳」には、三代目の記述に「寛永十七年十二月、微妙院様又候傳左衛門儀被為遊御召、御次之間江被為召出、(中略)、以後黒部奥山御縮方之儀并御内御用之儀被為仰渡(後略)」とある<sup>23)</sup>。沼保の十村伊東彦四郎が書残した「御國境御用勤方記上候節添小紙書上候」と題する天保13(1842)年の書留<sup>24)</sup>のなかに、「寛永十一年殿村四郎左衛門儀、初而當組之十村役被仰付、

承応二年山廻致様被仰出、御扶持高被為下、其以来御境筋御縮方之規矩相立」とあり、承応2年に殿村四郎左衛門が十村役に加えて「山廻り」の任務を命じられ、その「山廻り」の任務がすなわち殿村四郎左衛門にあつては「御境筋御縮方」であつた。また、慶安元(1648)年に、「さらさら越え信州迄の道筋の見分」に際して大岡甚兵衛等三人の奉行を案内した功績に対して扶持が与えられた芦峯村十三郎は<sup>25)</sup>、承応2年には殿村四郎左衛門と共に御扶持20表を宛て下され、「新川郡山廻り」を任じられている<sup>26)</sup>。寛文6(1666)年には芦峯村十三郎は代官に任ぜられ<sup>27)</sup>、延宝元(1673)年には芦峯村十三郎に加えてせがれ五左衛門・内山村三郎左衛門・吉野村喜左衛門が「七木為御縮方山廻役」に任じられ代官分仰せ付けられた<sup>28)</sup>。それ以後「段々山廻役之者相増、奥山廻之儀為加役増代官分仰付」けられた<sup>29)</sup>。

しかし、芦峯村十三郎が隠居し山廻りを退いた後は、藩当局は、黒部奥山国境に関する情報収集の任をいわゆる「山巧者」に依存することから脱却し、漸次十村制度を活用した「奥山廻り」に切り替えていった。このような状況について、伊藤家文書の「御国境御用方記上候節添少紙書上候」<sup>30)</sup>には、次のように記されている。

往古ハ御入等格別ニ被成置候義与相聞申候、即御章草創之御御境目之儀ニ付、浦山村民次郎并芦峯村十三郎先祖之者江毎度御尋ニ御座候而、御先代様より御章等も被下置、是等ハ未タ黒部奥山御縮方等相立不申以前之義ニ御座候得共、乍恐右御下知之趣ニ而ハ大切之御場所ニ付、殊ニ当組ハ下モ山御境筋引統而之御縮方御座候ニ付、不慥御處置之筋与奉存候

すなわち、浦山村民次郎や芦峯村十三郎先祖の者に黒部奥山のことについて「毎度御尋ニ御座候」ことは、「未タ黒部奥山御縮方等相立不申以前之義」であると認識し、加賀藩の組織としての任務ではない時期のことであるとしている。

### 1.3 「山廻り役」と「奥山廻り」

「山廻役」や「奥山廻り」に関する史料は数多くあり、それらの多くは『黒部奥山廻り記録・越中史料集成12』(奥田淳爾編)や『加賀藩山廻役の研究』(山口隆治著)等に収載されている。これらの史料をみると、「山廻役」について、新川郡の場合、時期を限らず多くの場合「新川郡山廻役」と表記し、「新川郡」を付しているのである。と同様に、「奥山廻り」についても「新川郡奥山廻」と「新川郡」を付している。このことをどのように考えるか。

元禄5(1692)年から文化初期までの「奥山廻り」の奥山見分の報告文書の指出人を年次別にまとめたのが第1表である。

この表に見られるように、元禄10(1697)年・同11年・同13年・正徳2(1712)年の

第1表 奥山見分報告文書にみる指出人（元禄5年—文化初期）\*

年次	名称	指出人
元禄5		内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
6		内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
7		内山村三郎左衛門・太田本江村宗兵衛
8	新川郡奥山廻	宗兵衛・市郎左衛門
9	新川郡奥山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
10	新川郡山廻り	梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
11	新川郡奥山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
11	新川郡山廻り	下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
11	奥山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
	山廻	境村源左衛門
11	奥山廻	内山村三郎左衛門
	山廻	境村源六
12	山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門
12	新川郡奥山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
13	新川郡山廻り	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
13	新川郡山廻り	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
13	新川郡山廻り	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵
13	新川郡山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵
13	新川郡山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵
13	新川郡山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵
14	新川郡奥山廻	内山村三郎左衛門・下梅沢村市郎左衛門・太田本江村宗兵衛
宝永7	新川郡奥山廻	境村源六・内山村平三郎
正徳2	新川郡奥山廻	西水橋勘左衛門・内山村平三郎
2	新川郡奥山廻	西水橋勘左衛門・内山村平三郎
2	新川郡山廻	三ヶ村善兵衛
4	新川郡奥山廻	西水橋勘左衛門・内山村平三郎
享保10	新川郡奥山廻	西水橋勘左衛門・内山村三郎左衛門
11	新川郡奥山廻	西水橋勘左衛門・内山村三郎左衛門
宝暦9	新川郡奥山廻	三ヶ村嘉左衛門・浦山村伝右衛門・太田本江村寛右衛門・石田新村兵衛
安永4	奥山廻	三ヶ村長兵衛・石仏村平兵衛・高月村兵三郎・山室町村茂左衛門
4	新川郡奥山廻	三ヶ村長兵衛石仏村平兵衛・高月村兵三郎・山室町村茂左衛門
8		三ヶ村長兵衛石仏村平兵衛・高月村兵三郎・山室町村茂左衛門
天明7	新川郡奥山廻	三ヶ村長兵衛石仏村平兵衛・山室町村茂左衛門・神田村少右衛門
寛政5		三ヶ村長兵衛石仏村平兵衛・山室町村茂左衛門・神田村少右衛門
享和3	新川郡奥山廻	江上村三郎左衛門・滑川九郎兵衛
3	新川郡奥山廻	江上村三郎左衛門・滑川九郎兵衛
文化7	新川郡奥山廻	上市村平左衛門・滑川九郎兵衛
7	新川郡奥山廻	上市村平左衛門・滑川九郎兵衛

\* 『黒部奥山廻記録・越中資料集成』（桂書房）より作成。

第2表 奥山廻り申付状にみる山廻役・奥山廻等一覧\*

年次	職名	名
寛政元	山廻役(病死)	江上村平次郎
5	(取放)	森村義三郎
9	(役儀指除)	山室町村茂左衛門**
9	(役儀指除)	三ヶ村長兵衛**
9	山廻役仰付	舟見村長右衛門
9	同	町新庄村仁左衛門
9	同	西水橋吉兵衛
9	奥山廻役仰付	三日市村次郎右衛門
9	同	江上村三郎左衛門**
享和元	千石代官山廻役仰付	三日市村次郎右衛門
文化2	新川郡山廻役仰付	太田本江村善左衛門**
4	同	神田村小左衛門**
9	千石代官山廻役仰付	中河原村三郎左衛門
10	奥山廻	石仏村藤十郎**
10	新川郡山廻役千石代官仰付	滑川九郎右衛門**
10	同	泊町与三左衛門
10	奥山廻役五百石加増	舟見村太郎右衛門
10	新川郡山廻役千石代官	滑川半六
14	新川郡山廻役千石代官	入膳村与四郎
14	山廻役千石代官	入膳村丈左衛門
14	山廻役千石代官(指除)	入膳村宗左衛門
文政元	新川郡山廻役千石代官	三日市村次左衛門
4	山廻役兼帯	石仏村七左衛門
5	山廻役千石代官	神田村小左衛門
5	同	滑川庄蔵
7	新川郡山廻役申付	西水橋萬七郎
7	同	入膳村宗左衛門
7	新川郡山廻役千石代官役	石仏村藤十郎**
7	山廻役千石代官	高月村清次郎
7	同	町新庄村庄左衛門
8	奥山廻兼帯申付	三日市幸左衛門
8	奥山廻り加入	島尻村刑部左衛門
11	山廻役御免・山廻列申付	江上村弥三太**
11	新川郡山廻役申付	江上村吉左衛門**

\*『黒部奥山廻記録・越中資料集成』(桂書房)より作成。

\*\*「山廻役」を申付けられた者が「奥山廻り」を申付けられているもの。

場合は「新川郡山廻り」となっているが、それ以外の肩書きはすべて「新川郡奥山廻」となっている。しかも元禄10年・同11年・同13年・正徳2年の場合も文書の冒頭に「私共儀毎々之通為奥山廻り」、「越中越後御境ノ義私共見分仕り」などと記され、また内容も奥山廻りの見分報告となっており、「新川郡山廻り」、「新川郡奥山廻」いずれの表記でもその任務は黒部奥山国境筋の見分であったことが分かる。

また、第2表は、役儀申し付けに関する史料である。この表は、限られた史料ではあるが、「山廻役」を申付けられた者が、時期的には後か先かに「奥山廻り」を申付けられている場合が見受けられる。表中、名前の後に「\*」の付したのがその例である。

第1表・第2表を見ると、恐らくは、新川郡における「山廻役」と「奥山廻り」は、その業務において他郡の場合と異なり、特別の業務であったと考えられる。つまり、「山廻役」のうち奥山廻りの業務を特化させて「奥山廻り」としたのではないだろうか。「新川郡山廻役」の役料が代官帳2冊（1冊500石）、「奥山廻り」兼帯の場合は1冊が増加されて3冊の1500石となっていることをみても背首できることである。また「山廻役」あるいは「奥山廻り」は世襲する場合が多かった。第3表に例示しておく<sup>31)</sup>。「山廻役」を引退すると「山廻列」となり「せがれ」に引き継がれるのである。

第3表 「山廻役」あるいは「奥山廻り」の世襲事例\*

山廻列	齋木村新之丞	→	新川郡山廻役	齋木村有次郎	[天保12 (1841) 年]
				奥山廻兼帯 500石加増	
山廻列	太田本江村善左衛門	→	新川郡山廻役	太田本江村覚右衛門	[天保13 (1842) 年]
				奥山廻兼帯 500石加増	
山廻列	上市村平吉郎	→	新川郡山廻役	上市村五平太	[弘化元 (1844) 年]
山廻列	平柳村三郎左衛門	→	新川郡山廻役	平柳村半十郎	[弘化元 (1844) 年]

\* 『黒部奥山廻記録・越中資料集成』（桂書房）134頁より作成。

#### 1.4 奥山廻りの業務

「奥山廻り」は「（奥）山廻り」と異なり、主たる業務が黒部奥山の国境警備という特殊業務であった。明治2（1869）年の「旧藩御扶持人十村等勤方大綱書上」には「一、私共本役之儀ハ、奥山等境目筋境界縮可仕役向ニ御座候」<sup>32)</sup>とあり、「奥山廻り」の業務は黒部奥山の国境警備を第一としていたことが分かる。

「奥山廻り」の業務は、天明7（1787）年、当時の「新川郡奥山廻り」である三ヶ村長兵衛・石仏村平右衛門・山室町村茂右衛門・神田村少右衛門が連印して御改作奉行宛に「新川郡奥山廻り勤方儀委細書上申候」<sup>33)</sup>の中で次のように書上げている。

新川郡奥山廻勤方之義委細書上申旨被仰渡奉得其意、左ニ申上候

一、私共奥山廻候儀、飛州・信州・越後御境目筋、前々之通相違之有無之義見分仕、  
并他国より道筋ヲ付、御要害等相除申義モ御座候、万端心付見分仕申候

一、(中略)

一、奥山御境目等之義ハ隠密之趣ニ付、私共義格別誓詞被仰付相勤申候、依之召連  
申袖人足等も人柄相違ミ、奥山御境目之筋之義并閑道等其外御林之様子、都而  
山内之義他人江ハ不及申、親子・兄弟たり其他言不仕様ニ敬重ニ申渡、誓詞見  
届召連申候、右之通他国御境目相廻申義ニ付、古来より奥山相廻申時節ハ私共  
帯刀仕、相勤来申候、

右私共奥山廻勤方之義就御尋書上之申候、以上

(天明七年)

未 十月

新川郡奥山廻	三ヶ村長兵衛 印
同	石仏村平右衛門
同	山室町村茂左衛門
同	神明村小右衛門

#### 御改作奉行所

しかし、「御境目筋之義ハ勿論、其外谷々綿密ニ相廻可申旨被仰渡候」<sup>34)</sup>とも記され、  
山中谷々や道筋の調査も綿密に行うことが重要な任務であった。

### 1.5 「奥山廻り」と「十村」

承応2年(1653)に「新川郡山廻り」を任せられた芦峯村十三郎は、延宝2(1674)年  
には十村御扶持人と同様に東岩瀬の新川郡役所に赴き「御郡諸事御用等相勤可申旨御算  
用場様より被仰付」られ、山廻りのみならず十村役並の農政に関わる職務となった<sup>35)</sup>。  
また、寛永11(1634)年に、十村役に仰せ付けられた殿村四郎左衛門は、承応2年に  
「山廻致様被仰出」、「其以来御境筋御縮方之規矩相立」ることとなった<sup>36)</sup>。

また、第1表と第2表から読みとれるように「奥山廻り」が制度的に定着した元禄期以  
降においても、「私共(江上村吉左衛門・上市村平左衛門・太田本江村善左衛門)儀新川郡  
奥山廻兼役被仰付置相勤」<sup>37)</sup>(文化12(1815)年)等と記され、「奥山廻り」は十村役との  
兼任の場合が多かった。前掲浦山村松儀家の「先祖等由緒書上申帳」<sup>38)</sup>によると、四代三  
右衛門が「慶安元年十村役兼役被仰付」、七代の紋之丞が「御旅屋守并山廻兼役被為仰付」、  
「寛延元年八月伝右衛門へ奥山廻被為仰付」、八代伝右衛門が「寛延元年八月奥山廻役為  
仰付置」と記されている。また、前掲の明治2年「旧藩御扶持人十村等勤方大綱書上」に

「一、私共本役之儀ハ、奥山等境目筋境界縮可仕役向ニ御座候」とあり、奥山廻りの業務に触れており、「奥山廻り」は十村と同格に扱われていたことがわかる。このように見てくると、「奥山廻り」という任務はあくまで本役である十村役に付随するという認識であり、基本的には十村との兼役が常態であったと考えられる。それ故か彼らが郡奉行に対する奥山廻りについての報告書には、「私共儀奥山御境目等為御用」<sup>39)</sup>（寛政2（1790）年）、「私共儀今般下奥山御境目筋見分爲御用」<sup>40)</sup>（文化6（1809）年）、「拙子共儀今日奥山廻爲御用」<sup>41)</sup>（寛延3（1750）年）、「今年黒部奥山筋見分爲御用」<sup>42)</sup>（天保2（1831）年）、「当年黒部奥山御境目等御縮方爲御用」<sup>43)</sup>（天保11（1840）年）等のように、「爲御用」の文言が文の冒頭に記されることが多い。

このことは、「奥山廻り」は必ずしも「奥山廻役」という独立した役職ではなく、九代民次郎の条に「尤以前より代々十村兼役奥山廻役被爲御付置候故、自然与其時々兼役之列相成来申候」<sup>44)</sup>とあるように、時には十村役あるいは十村格の百姓がその任務を勤め、またある時には山廻り役との兼帯であったことをうかがわせるものである。また、享保11（1726）年10月26日付の善右衛門の報告に「一、私儀奥山廻ニ而、毎年奥山廻り御郡御奉行所より被仰渡」<sup>45)</sup>と記され、奥山廻り御用は毎年御郡奉行所より申し付けられるものであり、報告書の冒頭に「新川郡奥山廻御用」・「奥山御用」・「奥山廻御用」等の文言もあり、あくまで「奥山廻り」は「役」ではなく「御用」であった。その意味で「奥山廻り」は「奥山廻役」という独立した役職ではなかったと考えられる。

加賀藩は「奥山廻り」に対して御扶持を下付して厚遇した。芦崎村十三郎の場合、御扶持高として、承応2年に御米20表、同3年に田地1丁2反、物成り（米）にして20表、延宝5（1677）年には18石を下賜された<sup>46)</sup>。また、芦崎村十三郎は寛文6（1666）年に代官を申し付けられ、延宝元年にはせがれ五左衛門・内山村三郎左衛門・吉野村喜右衛門に代官を申し付けられており、以後「新川郡山廻り」には代官職が付けられた。後に新川郡山廻役の代官支配高は千石であった<sup>47)・48)</sup>。

享和酉十月二十六日 千石代官山廻役仰付 三日市村 与次右衛門  
文化乙丑二年二月二十二日 千石代官 新川郡山廻役仰付 太田本江村 善左衛門

また、

其方儀新川郡山廻申付候ニ付、右之通代官申渡候条御用方情ニ入可相勤者也

文化

卯四年十二月四日

新川郡山廻役

神田村小左衛門

なお、「山廻役」が「奥山廻り」を兼務する場合、500石の加増となった<sup>49)</sup>。

覚

一、五百石 増代官

其方儀今般奥山廻り兼帯被仰付候、右之通増代官申渡候条、猶更御用方情ニ入可相勤者也

文化

卯十二月六日

石仏村 藤十郎

また、「奥山廻り」は、「山廻役」の他に「新田才許」<sup>50)</sup> や「平山廻役」<sup>51)</sup> とも兼帯となった。また、十村に「奥山廻り加入」を申付けられた場合もあった。「加入」とは臨時の役職であり、その際に勤務期間中は加入には対して500石が加増された<sup>52)</sup>。「加入」に対して「奥山廻」は「本役」と称した。「奥山廻り」は基本的には十村との兼役が常態であった<sup>53)</sup>。

## 2 奥山廻りと「御林山」の管理

先に掲げた天明7（1787）年の「新川郡奥山廻り勤方儀委細書上申候」<sup>54)</sup> によれば、「奥山廻り」の業務は奥山御境目之筋・間道・御林の監視などである。これらの業務は、加賀藩行政において秘密に属している事項の一つであり、調査の内容や結果については他人に漏らすことは厳禁とされ、それ故に誓詞を差し出すものであった。これらの業務のうち藩直轄林である「御林」<sup>55)</sup> の監視は「奥山廻り」にとって「奥山御境目之筋」に次ぐ重要な業務であった。次に寛政6（1794）年の太田本江村（浮田）善右衛門が書留めた「山廻勤方々々書留帳」<sup>56)</sup> によってみることにしたい。

一、当御郡方ニ御林山与申候ハ、黒部奥山并常願寺川奥立山中山ニ御座候、尤山田村庄助組内山村・沼保村彦四郎元組音沢村百姓持山之内七木有之所々、宝暦年中ニ御改、御郡方山々一流御詮議之上、御しらべ被仰渡付、右七木有之所々村方并道筋村々江御預ケ山々被仰付候

新川郡の御林山は、黒部奥山及び常願寺川奥の「立山中山ニ御座候」とあり、「立山中山」の地域に指定されていた。文化7（1810）年に作製された『新川郡奥山御境目筋絵図』（企画展図録に掲載）の中に「御林」が書き込まれている。それによると薬師山麓部に「ブナクラ」、「不動堂」、「ホソ谷中山」、「越前」、「うば懐」、「湯又谷」、「明德平」、「若松平」、「二本松原」、「惣名」、「舟平」等、11箇所の御林の場所を知ることができる<sup>57)</sup>。また、前掲の「山廻勤方々々書記留帳」に「常願寺川奥山、段ヶ原之儀湯又川・正明川を

限り、不動堂迄之間、前段ニ申上之通り御林山ニ御座候」<sup>58)</sup>とある。

- 一、立山中山御林山之義者、前ヶ条之通宝曆年中御改、岩崎寺衆徒并山口道筋村々  
肝煎等江御預ヶ、私共并山廻足軽中時々相廻り御縮方嚴重ニ申談来候  
但、右御林山ニ而先年より度々御材木伐出被仰付、私共并山廻足軽中相詰御縮方  
仕来申候

これら御林山は「山口道筋村々」へ預けられ管理を委託された<sup>59)</sup>。この御林山からの御材木の伐出に当たっては、「奥山廻り」や山廻足軽が詰め取締ることとされた。また、「奥山廻り」は「御林山」の取締りはもとより、宝曆年中（1751-1763）以降、百姓持山は「七木有之所々村方并道筋村」<sup>60)</sup>へ預けられることとなり、その預け場所も「御林山同時御縮方嚴重ニ仕来候」として「奥山廻り」の取締りの対象とした。

なお、御預けとなった百姓持山の内「七木有之所々」（寛政6（1794）年時点）は次のとおりである<sup>61)</sup>。

- ・山田村庄助組内山村・沼保村彦四郎元組音沢村百姓持山之内
- ・天正寺村十次郎組小原村・河内村百姓持山之内
- ・天正寺村彦右衛門跡組原村・本宮村・水須村持山之内
- ・黒崎村六左衛門組伊折村・蓬沢村・折口村・早月中村・箕輪村・鉢村・下田加祢山七ヶ村百姓持山之内
- ・経田村五郎四郎先祖組平沢村・山女村・黒谷村百姓持山之内
- ・沼保村彦四郎元組蛭谷村・山崎村百姓持山之内
- ・沼保村彦四郎元組舟見村・明日村百姓持山之内
- ・明日村法福寺持山

### 3 上奥山と下奥山

奥山廻りは奥山巡回に当たって地域を上奥山と下奥山に分け、隔年、6月・7月に廻り、その結果を郡奉行に報告することを常としていた。天和3（1683）年ころはまだ上奥山と下奥山とに分けてはいなかったようである<sup>62)</sup>。

- 一、私共当七月廿一日ニ在所罷立、同廿四日ニ黒部奥山罷越、所々見分仕り、それより境川奥山江罷越、八月十五日ニ罷帰り申候、廻り申御山之内相替義無御座候、其為御注進申上候、

以 上

天和三年八月十六日

あしくら

宝永2（1705）年の「御條教山廻御用勤方之事」<sup>63）</sup>には、次のように記している。

- 一、新川郡奥山御領境相廻申儀、同郡百姓山廻之内三人先年より御郡奉行申渡置ニ付毎年上筋・下筋を隔年ニ毎六月・七月之内相廻、罷帰次第ニ御領境之様子御郡奉行江書付出之申候

また、『黒部奥山廻記録』に掲載されている13件の奥山廻り記録(史料の外題あるいは内題に書かれている表題)の文言をみると、上奥山に関しては、宝永7（1710）年「上奥山」、正徳2（1712）年「上山」、同5年「上山」、享和3（1803）年「上奥山」、文化7（1810）年「上奥山」、嘉永2（1849）年「黒部上奥山」、同年「上奥山」、文久3（1863）年「黒部上奥山」、下奥山に関しては、享保11（1726）年「下奥山」、天保14（1843）年「黒部下奥山」、弘化2（1845）年「黒部下奥山」、安政3（1856）年「下奥山」、慶応4（1868）年「黒部下奥山」とある。これらから、黒部奥山を上奥山と下奥山に分け、隔年の廻りとしたのは天和3年から宝永2年の間のことであろう。

黒部奥山を上奥山と下奥山に分けた理由は次のとおりである。

乍恐小紙を以御願申上候

- 一、私共儀新川郡奥山廻兼役被仰付置相勤罷在候、右御用勤方之儀先年より上奥山・下奥山隔年ニ兩人宛相廻り、御境目筋等委細見分仕、罷帰り次第其時々山内之様子、書付を以委曲申上候、然所近年右廻り方之儀御横目足軽四人、山廻足軽式人并私共四人相同シ、相廻り可申旨被仰渡候、其上再廻り与して私共四人又候上奥山・下奥山相廻り可申旨被仰渡、奉畏相勤居申候得共、右奥山之儀嶮岨之谷峯ヲ越、纔六月、七月二ヶ月之間ニ兩度数十人野宿仕候得ハ、山氣之当リニ而度御座候哉、或瘴ヲ相滯又者足ヲ痛ミ彼是日延ニも相成、再廻り之砌山内ニ而、雪荒仕、誠に以迷惑至極ニ奉存候間、右再廻り之儀者当年より御指止メ可被下哉御窺申上候、前段申上候通り纔二ヶ月ニ兩度相廻り候儀者御不益之至リニ奉存候、且又柚人足賃銀等御渡シ御費之筋ニ茂相成、勿論右人足指出シ候山方村々ニおゐても迷惑ニ奉存候、右御用去年通り相勤可申旨被申渡御座候而茂、私共之内病氣等有之候得ハ、早々より御用支ニ茂可相成哉奉恐入申候、依而前々之通り私共兩人宛隔年ニ相廻り候様御詮議可被成下候哉、近年之振分ニ相勤申儀ニ御座候得者、奥山廻り之者人多ニ被仰渡候様奉願上候、何レ茂早速御詮議之上、被仰渡次第可奉畏候、既ニ当年六月上旬ニ至り候得者、登山之時節ニ御座候ニ付、右之趣小紙を以御願申上候、以 上

酉二月廿六日上ル

江上村 吉左衛門

上市村 平左衛門

太田本江村 善左衛門

#### 御郡奉行所

上記の史料<sup>64)</sup>によると、1カ年に上奥山・下奥山を隔年に廻るについては、①期間が6・7月の2ヶ月に限られること、②奥山は険阻であるため奥山廻り・杣人足などの疲弊が大きいこと、③人足を差し出す村々の負担になること、④山廻りをする人間の健康を害すること等をあげている。

上奥山・下奥山とは、文化12(1815)年8月19日付の奥山廻りの状況を詳細に記した報告書に「黒部上奥山相廻候儀ハ、芦峠寺村通立山迄登り、右山ヲ打越、奥山御境筋針木峠・火打嶽・砂子ヶ嶽・鶯ヶ羽嶽、下モ奥山之儀小川谷より罷登り、北又谷・柳又谷・樫なき山打越、御境筋祖母谷・蓮花ヶ嶽杯嶮難之場所相廻」と記されている<sup>65)</sup>。また、別の文書に「於上山ハ立山之内、於下モ山ハ黒部谷等之内ニ有之」<sup>66)</sup>とも記している。具体的なルートについては、奥山廻りの報告書に記されている。上・下奥山廻りのルートの大凡の概要は次のとおりである。

#### ・上奥山廻り順路(宝永7(1710)年の事例)

「宝永七年 境村源六同々(道)仕り候而上山さら越奥山廻仕人足并泊所付之覚帳」<sup>67)</sup>

東岩瀬泊り→千垣村→平岩→室堂→御前谷→中ノ谷→ぬくい谷→中ノ谷→湯ニ泊り→かりこめ池→村杉→薬師嶽→有峰村→千垣村

#### ・下奥山廻り順路(正徳4(1714)年の事例)

「正徳四年 西水橋勘左衛門同道ニ而大平村領奥山廻り人足并ニ泊り付之覚帳」<sup>68)</sup>

大平村泊り→ねこや泊り→蛭谷村泊り→北又川原泊り→柳沢谷泊り→六兵衛谷泊り→駒ヶ嶽→から谷泊→小川湯本泊→蛭谷村泊り

### まとめ

以上検討してきたことをまとめてみると、まず、「奥山廻り」は決して「奥山廻役」という役職ではないということである。「新川郡山廻役」の多様な業務のうち、黒部奥山の越後・信濃・飛騨と国境を接する地域(国境筋)の警備を第一に、江戸中期ころからは「御林山」の管理や山中谷々や道筋の調査を加え、黒部奥山地域を管理する役割を担うのが「新川郡奥山廻り」の業務であり、「山廻役」を命ぜられた十村役が「兼帯」(兼務)や「加役」としてその任に当たる場合が多かったのである。いうならば「山廻役」の業務のうち一部

特化した「業務」が「新川郡奥山廻り」であるといえよう。また、奥山廻りを、立山山岳地域特有の気象条件、地形の険阻さ、奥山廻りや杣人足等の健康管理、人足等を供出する村々の疲弊等々の要因により、奥山廻りは上奥山廻りと下奥山廻りを隔年交替としたこと、その時期は、天和3（1683）年から宝永2（1705）年までのことであること。すなわち、奥山廻りが芦畷村十三郎などいわゆる「山巧者」から十村役に切り替えていった丁度その時期である。

加賀藩における「新川郡奥山廻り」の歴史の変遷をみることは、単に「奥山廻り」についてのみではなく、むしろ、加賀藩の行政的展開が元禄時代を契機としていることをうかがわせる一つの政治的事象であることに配慮する必要があるのではないだろうか。

## 註

- 1) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究・上巻』・小田吉之文『加賀藩農政史考』・中島正文『北アルプスの史的 연구』・奥田淳爾『奥山廻記録・越中資料集成』。
- 2) 『奥山廻記録・越中資料集成』に収載されている史料。
- 3) 奥田淳爾『奥山廻記録・越中資料集成』64頁。
- 4) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』125頁。
- 5) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』126頁。
- 6) 「加賀藩慶長以来定書」（『日本林政史資料・金沢藩』4頁）。加賀藩では慶長20年の史料が初見である。越中では元和6年ころには置かれていたようだ（「加賀藩山廻役の研究」138・139頁）。
- 7) 山口隆治著『加賀藩奥山廻役の研究』145頁。
- 8) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』147頁。
- 9) 『日本林政史資料・金沢藩』28頁。
- 10) 『加賀藩資料・第五編』362頁。
- 11) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』138頁。
- 12) 前掲『日本林政史資料・金沢藩』224-228頁。
- 13) 前掲『日本林政史資料・金沢藩』211-213頁。
- 14) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』163頁。
- 15) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』147頁。
- 16) 『越中史料・第二巻』462頁。

- 17) 中島正文『北アルプスの史的研究』18頁。
- 18) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』7頁、「延宝五年丁巳三月奥山廻役芦峯村十三郎由緒書上申控」。
- 19) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』163頁。また、「黒部奥山御境目等御縮方為御用」(『奥山廻記録』96頁)、「黒部下奥山御境目等御縮方御用」(『奥山廻記録』100頁)等の表記あり。
- 20) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』収載の嘉永5年8月25日付(105頁)。その他「奥山廻兼帯」については、「文政八年、三日市幸左衛門」(129頁)・「天保五年、上市村八郎兵衛」(130頁)・「天保十年、太田本江村善左衛門・平柳村三郎左衛門」(132頁)、「天保十二年、斎木有次郎」(134頁)、「天保十三年、太田本江村覚右衛門」(134頁)、「弘化元年、上市村五平太」(134頁)、「安政三年、平柳村武右衛門」(137頁)、「安政四年、平柳村武右衛門せがれ弥三太」(137頁)、「慶応元年、太田本江村惣八郎」(140頁)等の事例がある。
- 21) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』6頁。
- 22) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』153-157頁。
- 23) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』154頁。
- 24) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』161頁。
- 25)・26)・27) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』7頁。
- 28) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』146頁。
- 29) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』146頁。
- 30) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』162頁。
- 31) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』134頁。
- 32) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』163頁。
- 33) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』202-203頁。
- 34) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』204頁。
- 35) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』7頁。
- 36) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』161頁。
- 37) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』23頁。
- 38) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』154-156頁。
- 39) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』49頁。
- 40) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』52頁。
- 41) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』36頁。

- 42) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』72頁。
- 43) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』96頁。
- 44) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』156頁。
- 45) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』193頁。
- 46) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』7頁。
- 47) 加賀藩の十村代官については、「十村勤方類聚」に「十村御代官は、承応二年初而被仰付候事、承応二年は御領国一統江は不被仰付候事」とあり、十村が代官職をもったのが承応2年である。なお、慶安元（1648）年には新川郡島尻村刑部が十村代官に任ぜられている。前掲『加賀藩奥山廻役の研究』112頁。
- 48) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』125頁。
- 49) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』125-126頁。
- 50) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』136頁。「同（嘉永5年）十一月十九日、新田才許申付候、奥山廻兼帯 舟見村義平」。
- 51) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』137頁。  
新川郡平山廻并奥山廻兼帯平柳村武右衛門せがれ弥三太儀当年拾七歳ニ罷成候間、父本役兼帯名代誓詞被仰付下候様仕度奉願上候、以上  
安政四  
巳正月 伊東彦四郎等五人  
新川御郡奉行所
- 52) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』127頁。文政八年・嶋尻村刑部左衛門（129頁）、文政十二年・江上村弥三太（129頁）、天保十年・斎木新之丞・嶋尻村刑部左衛門・舟見村長蔵（132頁）、弘化二年・嶋尻村刑部（135頁）、安政元年・西水橋吉郎（137頁）、万延元年・石割村弥左衛門（138頁）、天保十二年・斎木有次郎（160頁）
- 53) 奥山廻りを勤めた者が果たして十村であるどうかについて、奥山廻り以外に関わる史料をみると、大田村惣兵衛・境村源六（『富山県史・史料編Ⅲ・近世上』188頁）、山室村茂左衛門・高月村兵三郎・森村茂三郎・神田村小右衛門・入膳村丈左衛門・三日市村次郎右衛門・石仏村平兵衛（『富山県史・史料編Ⅲ・近世上』230頁）、石仏村重右衛門・神田村小左衛門（『富山県史・史料編Ⅲ・近世上』267頁）、三ヶ村善兵衛（『富山県史・史料編Ⅲ・近世上』268頁）、斎木新之丞・太田本江村善左衛門・町新庄村庄左衛門・嶋尻村刑部左衛門・入膳村宗左衛門・江上村三郎左衛門・滑川九郎兵衛・（『富山県史・史料編Ⅲ・近世上』286頁）、太田本江村善左衛門・吉野村長兵衛・吉野村平三郎・荒屋村三郎左衛門（『富山県史・史料編Ⅲ・近世上』961頁）等が

十村の役職を勤めていることが確認できる。

- 54) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』203頁。
- 55) 加賀藩の「御林山」については山口隆治著の『加賀藩奥山廻役の研究』に詳細な研究がある。
- 56) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』9頁。
- 57) 富山県〔立山博物館〕平成14年特別企画展図録『絵図に見る加賀藩と黒部奥山』54頁。
- 58) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』12頁。
- 59) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』10頁。
- 60) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』9頁。
- 61) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』9－11頁。
- 62) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』297頁。
- 63) 前掲『加賀藩奥山廻役の研究』162頁。
- 64) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』23頁。
- 65) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』27頁。
- 66) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』146頁。
- 67) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』301－302頁。
- 68) 前掲『奥山廻記録・越中資料集成』365頁。